九　自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

［十・十一　略］

十二　自己資本比率告示第二条各号の算式における分母の額に関する開示事項

十三　［略］

十四　［略］

十五　［略］

十六　［略］

4　第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第七号により、第一項第十二号及び前項第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係る第一項第十二号に掲げる事項にあっては、第一面に限る。）により、第二項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

5　第一項第九号及び第三項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条　規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ　持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ　持株自己資本比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ　持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ　持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

九　自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

［十・十一　同上］

［号を加える。］

十二　［同上］

十三　［同上］

十四　［同上］

十五　［同上］

4　第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第二項第一号に掲げる事項は別紙様式第七号により、前項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

5　第一項第九号及び第二項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条　規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ　持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ　持株自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ　持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容